

土地系ベース・レジストリと 制度的課題について

2023年3月28日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

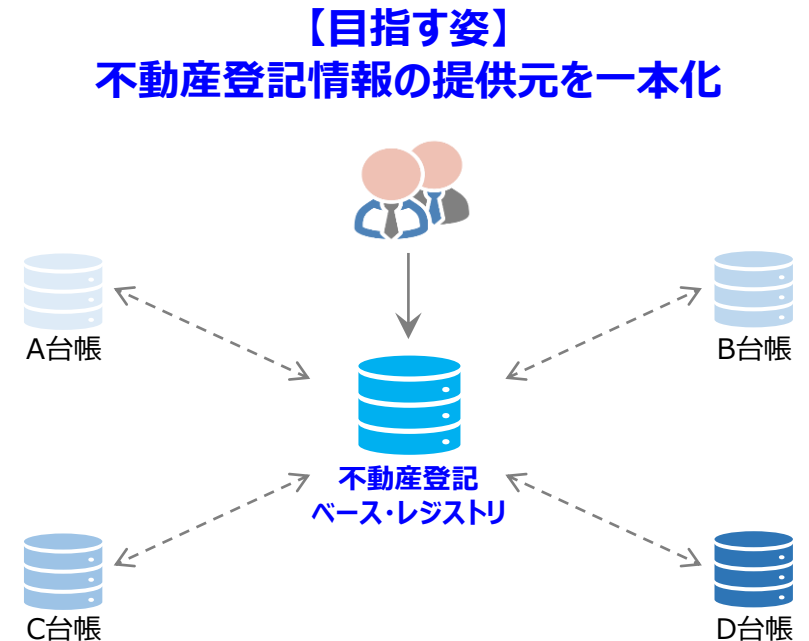
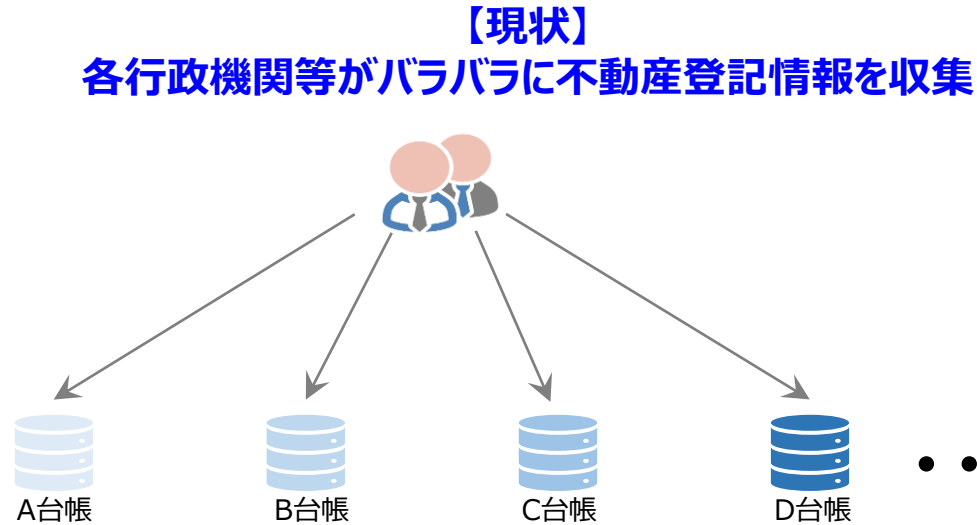
これまでデジタル臨時行政調査会や経済界要望において、デジタル完結やワンスオンリー（再提出不要）の徹底、データ連携やその基盤となる社会の基本データであるベース・レジストリの構築、法的整理についてご指摘をいただいているところ。2月の作業部会について、法人分野についてご議論いただいたが、不動産登記分野についても検討状況を報告するよう、ご指示をいただいている。

本日議論いただきたい課題：

ベース・レジストリを活用した行政手続きのワンスオンリー化や実現に向けた制度について、不動産登記分野についても議論いただきたい。また、同じく土地系のベース・レジストリとして整備を検討しているアドレス・ベース・レジストリについても関連性が深いことから、同様に、実装に向けた法的措置の必要性について、議論いただきたい。

ベース・レジストリとして 不動産登記のデータを提供することの意義

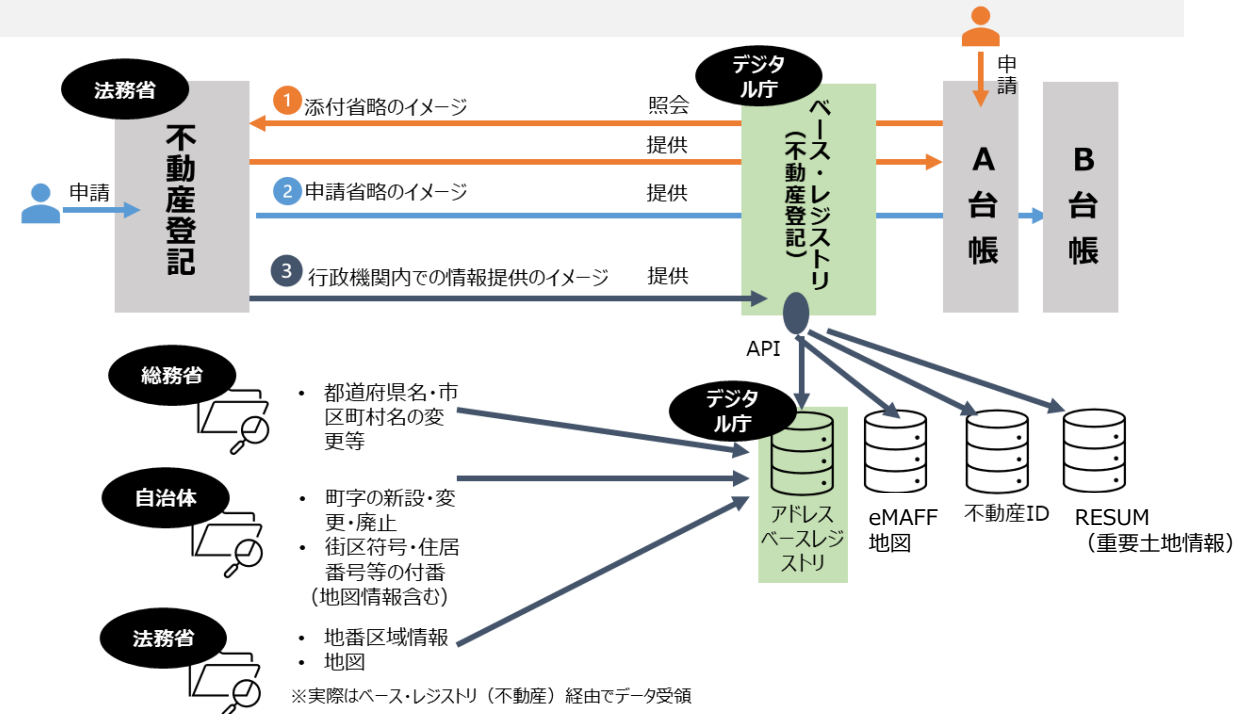
- 不動産登記に係るデータをベース・レジストリを介して組織間で共有することにより、各行政機関等がバラバラに情報収集する手間を省くことができるほか、**ワンスオンリー（再提出不要）の実現**が可能。



土地系ベースレジストリ整備のメリット

- アドレス（≒住所）に関しては、管理主体が分散しており、誰もが参照できるマスターデータが存在しない。そのため、**行政・民間の各所で住所の情報収集コストや名寄せコストが発生している状況**。各フロントサービスにアドレスBRから提供する町字等の情報を利活用することで、各種申請における**住所記入誤りの修正コストが解消される**。（アドレス・ベース・レジストリ）
- 不動産登記に関しては、**データ形式等の技術的課題により、効率的な利活用が実現していない**。**機械判読性のあるデータを提供する機能**をつくることによって、不動産登記簿電子データの悉皆的な活用による各分野の業務効率化（ex.eMAFF地図）や新たな価値創造（ex.不動産ID、PLATEAU）の取組が加速化するほか、人の手を介さない添付省略（年間数十万件）や申請省略（年間数万件）の実現に繋がる可能性。（不動産登記ベース・レジストリ）

- 現行法令では、アドレス・不動産登記どちらにおいても、**ベース・レジストリが各データホルダからデータ提供を受ける根拠及び各データユーザにデータ提供を行う根拠が曖昧**であり、運用では限界のあるところ。多くの主体を巻き込みかつ恒常的に運用する必要のあるベース・レジストリ構築のためには、法的措置の検討が求められる。



土地・建物に関する台帳更新/行政機関内の情報提供/行政手続き効率化

- 不動産登記については、行政機関内での情報連携に関する作業の効率化において、技術的な課題が存在。また、制度毎に申請/届出をしており、一部、添付省略の取組は進んでいるものの、連携先の行政機関側の手作業が残る状況であるほか、各制度毎の申請/届出は依然として必要な状態。
- アドレス・ベース・レジストリについては、不動産登記ベース・レジストリより地番情報等の提供を受けるほか、町字の変更情報や住居表示実施に関する情報の提供を受ける必要がある。

		不動産登記ベース・レジストリ							アドレス・ベース・レジストリ	
	項目 <small>赤字：アドレス関連項目</small>	台帳			行政機関内での情報提供 <small>※必要なデータ項目については検討段階</small>				町字等変更	
		固定資産課税台帳	農地台帳	林地台帳	不動産ID	eMAFF 地図	RESUM (重要土地情報)	e-Tax	自治体による変更	
土地	表示	不動産番号				○		○	○	
		所在	○	○	○	○	○	○	○	○
		地番	○	○	○	○	○	○	○	○
		地目	○	○	○		○	○	○	
		地積	○	○	○		○	○	○	
	原因及びその日付	○	○	○	○		○	○		
所有者	所有者情報（氏名・住所）	○	○	○			○	○		
建物	表示	不動産番号				○		○	○	
		家屋番号	○			○		○	○	
		所在及び地番	○			○		○	○	○
		建物の名称	○			○		○	○	
		種類・構造	○			○		○	○	
		床面積	○			○		○	○	
	原因及びその日付	○			○		○	○		
所有者	所有者情報（氏名・住所）	○					○	○		
更新頻度	行政機関側で更新	毎日	随時	随時					年間数十～50自治体	
	申請を受けて更新	-	年間4.7万 (権利移転許可)	年間3.5万 (所有者情報)				年間数十万	※自治体規模による	

アドレス（住所・所在地）の課題

- アドレスの構成は、「住居表示実施」「住居表示未実施」に大別される
- 町字の変更は地方自治法、住居表示の実施は住居表示に関する法律にのっとり自治体を実施。
- 地番の附番は不動産登記法にのっとり法務省（各法務局）が実施。



アドレスの構成要素を更新する主体が各基礎自治体及び法務省（各法務局）に分散していることから、統一的に町字等のアドレス情報を管理することができていない

住居表示を実施している



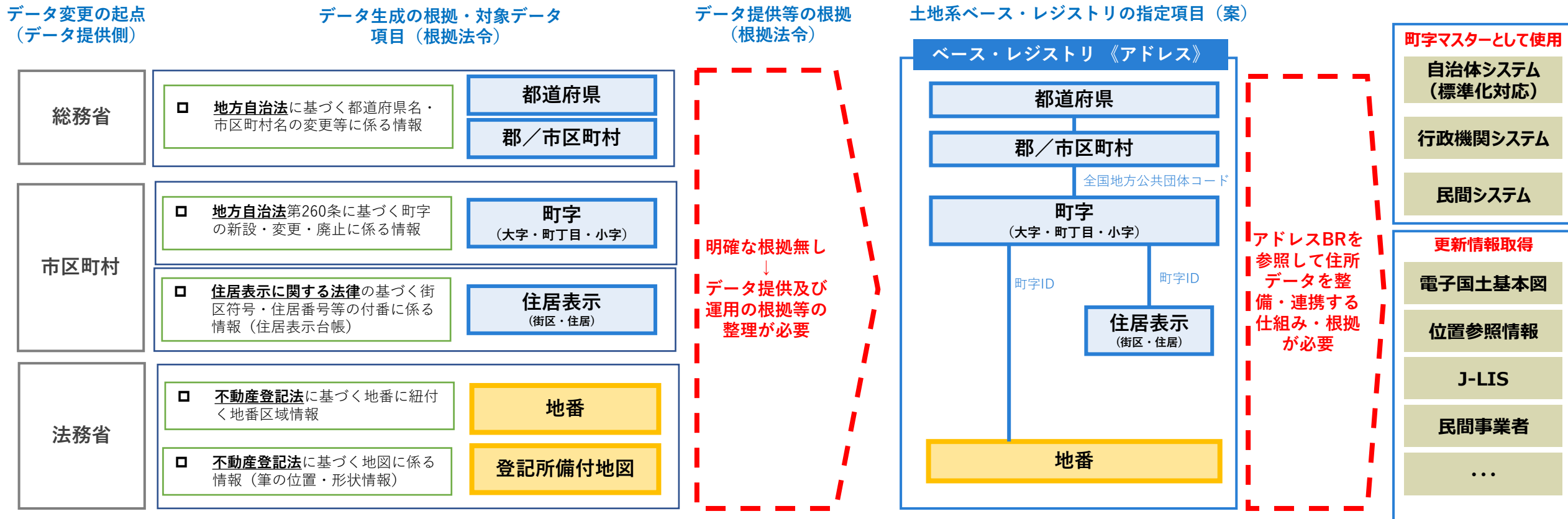
住居表示を実施していない



総務省	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方自治法に基づく都道府県名・市区町村名の変更等に係る情報 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 郡／市区町村
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方自治法第260条に基づく町字の新設・変更・廃止に係る情報 	<ul style="list-style-type: none"> 町字 (大字・町丁目・小字)
	<ul style="list-style-type: none"> □ 住居表示に関する法律の基づく街区符号・住居番号等の付番に係る情報（住居表示台帳） 	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示 (街区・住居)
法務省	<ul style="list-style-type: none"> □ 不動産登記法に基づく地番及び地番に紐付く地番区域情報 	<ul style="list-style-type: none"> 地番
	<ul style="list-style-type: none"> □ 不動産登記法に基づく地図に係る情報（筆の位置・形状情報） 	<ul style="list-style-type: none"> 登記所備付地図

アドレス・ベース・レジストリの整備の方向性

- アドレスBRの町字マスター等をベース・レジストリとして活用するためには、最新性・正確性・悉皆性の確保が必要
- 他方、現状においてはアドレス・ベース・レジストリを含め、全国の町字等のアドレス変更情報を悉皆的に収集・整備・公開する仕組みがない
- ベース・レジストリとしてのデータ品質を担保するために、**アドレスBRの初期マスターデータについて情報源（地方公共団体）による確認を行うとともに、全国のアドレス情報（町字、地番等）を収集・整備・公開する仕組みを整備することについて検討**



制度的対応の方向性

● 実現に向けては、

- ① デジタル庁で提供するマスターデータと、提供先の行政機関が必要として参照する項目（所在、地番、地目等）を各行政機関ごとに特定した上で
- ② マスターデータを参照する行政機関側が、必要に応じて参照できるよう（申請者が申請／届出を行う必要が無いよう、また行政機関が情報源に直接請求する手間を省略できるよう）制度改正を行い
- ③ 情報源の制度所管（法務省及び地方公共団体）及びマスターデータの提供側（デジタル庁）の責務と役割分担を規定し、データの整備・更新と提供を進めた上で

費用対効果等を踏まえ、各省庁のシステム更改や業務見直し等のタイミングに応じて、各制度における申請／審査負担の軽減等を進めていくことが必要

● 本日は、

- ①～③について、議論いただきたい

マスターデータと 提供先の行政機関が必要として参照する項目を各行政機関ごとに特定

- 提供先において参照する不動産登記の項目が異なるので、必要な情報を提供する、適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

マスターデータ

		不動産登記ベース・レジストリ							アドレス・ベース・レジストリ	
	項目 <small>赤字：住所関連項目</small>	台帳			行政機関内での情報提供 <small>※必要なデータ項目については検討段階</small>				住所変更	
		固定資産課税台帳	農地台帳	林地台帳	不動産ID	eMAFF 地図	RESUM (重要土地情報)	e-Tax	自治体都合	
土地	表示	不動産番号				○		○	○	
		所在	○	○	○	○	○	○	○	○
		地番	○	○	○	○	○	○	○	○
	所有者	地目	○	○	○		○	○	○	
		地積	○	○	○		○	○	○	
		原因及びその日付	○	○	○	○		○	○	
建物	表示	所有者情報（氏名・住所）	○	○	○			○	○	
		不動産番号				○		○	○	
		家屋番号	○			○		○	○	
		所在及び地番	○			○		○	○	○
		建物の名称	○			○		○	○	
		種類・構造	○			○		○	○	
	床面積	○			○		○	○		
所有者	原因及びその日付	○			○		○	○		
	所有者情報（氏名・住所）	○					○	○		
更新頻度	行政機関側で更新	毎日	随時	随時					年間数十～50自治体	
	申請を受けて更新	-	年間4.7万 (権利移転許可)	年間3.5万 (所有者情報)				年間数十万	※自治体規模による	

提供先の行政機関が参照する項目

不動産登記情報を活用した行政手続の効率化の可能性の例 (林地台帳)

- 新たに森林の土地の所有者となった者は、森林法の規定に基づき、林地台帳上の森林所有者届出が必要。国民にとっては、同様の申請を、不動産登記簿と林地台帳へ、2回行わなければならない状況が生じている。
- 不動産登記簿の方に届けられた所有者変更の情報を、不動産登記ベース・レジストリが受領し、例えば林地台帳側に自動的に送ることができるようになれば、森林法の所有者届出の手続きを効率化できる可能性。**

不動産登記簿

様式例・1

表題部 (土地の表示)		課税 [区画]	不動産番号 00000000000000
地籍番号 [区画]	地籍特定 [区画]		
所在地 特別区南郷町一丁目		[区画]	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	用途及びその日付 [登記の日付]
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者 特別区南郷町一丁目1番1号 甲野太郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南郷町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 第718号 所有権 特別区南郷町一丁目5番5号 佐藤五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月14日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利率 年2.60% (年3.65日割計算) 償還金 年14.5% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南郷町一丁目5番5号 佐藤五郎 抵当権者 特別区北郷町三丁目3番3号 株式会社東北銀行 (取組店 南郷支店) 共同担保 日銀南郷2340号
共同担保目録			
記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	備 考
1	特別区南郷町一丁目101番の土地	1	[区画]
2	特別区南郷町一丁目101番地 家屋番号101番の建物	1	[区画]

林地台帳

林地台帳

所在等	所在地番	地目	面積	ha
登記簿上の所有者	氏名・名称	住所	共有の有無	
現に所有している者・所有者とみなされる者	氏名・名称	住所	共有の有無	
森林の土地の境界に関する測量等の実施状況	地籍調査	済・未済	地籍調査実施年月日	
	境界の確定に資する測量	済・一部済・未済	実施年月日	
林小班		森林経営計画		公益的機能別施業森林等
林班	小班群	小班	小班 林番	認定の有無
				認定者の種類
				認定年月
				区分
				施業方法
登記簿上の所有者に係る共有者の一覧				
共有者				
氏名・名称	住所	登記年月日		
氏名・名称	住所	登記年月日		
現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の一覧				
共有者				
氏名・名称	住所	登記事由	届出(記載)年月日	
氏名・名称	住所	登記事由	届出(記載)年月日	

- 林地台帳における所有者変更の届出は年間約3.5万件（令和3年度末時点）

不動産登記情報を悉皆的に活用した施策の例（農地管理）

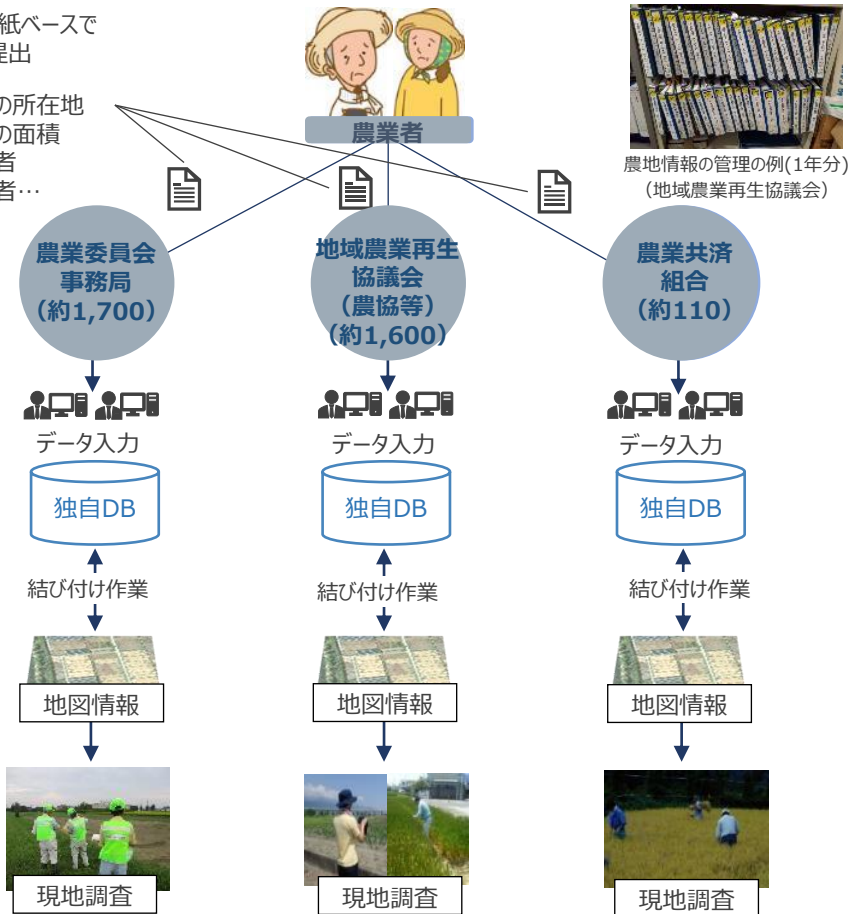
現状

様々な主体が独自に台帳を管理

※農水省資料より抜粋

それぞれ紙ベースで個別に提出

- ・農地の所在地
- ・農地の面積
- ・所有者
- ・耕作者…



取組

不動産登記由来の地番情報をキーにした台帳同士の紐づけ

↓
台帳管理コストの削減や電子地図を活用した
現地調査に関する準備・記録作業の効率化

台帳の更新に係る業務

- 情報更新 **2,136**時間/年 × 3機関 = 年間約**14,738,400**円の人件費
- 書類の量 **57,300**枚/年 × 3機関 = 年間約 **1,719,000**円の紙代

(岩手県花巻市経営所得安定対策に関するデータより試算)
※人件費：1時間2300円で試算
※紙代：1枚10円で試算

現地調査の準備に係る業務

- 現地調査用の紙の地図準備作業
40時間 /年 × 3機関 = 年間約 **276,000**円の人件費

(神奈川県厚木市農地利用状況調査より試算)
※人件費：1時間2300円で試算

現地調査に係る業務

- 現地調査
約**23,000**筆 × 年**2~3**回 × 3機関 = 年間約**31,740,000**円の人件費

(佐賀県白石町経営所得安定対策に関するデータより試算)
※1筆2分×2人、年3回、人件費1時間2300円で試算



1 地方公共団体で 年間合計 **48,197,400**円 (約 4900万円) のコストが発生

国全体 (1700団体) で 年間合計 **81,935,580,000**円 (約820億円) のコストが発生

※このほか、農業者目線では、申請ごとに異なる機関に書類を提出する手間、現地調査を受けるにあたり、対象のほ場がわかるように看板を立てる等の手間が発生している。

削減される業務量（試算）

- 申請書類からのデータ入力や書類保管の作業時間 → **ゼロ**
- 現地調査の紙の地図作成や帰庁後の再入力の時間 → **ゼロ**
- 現地調査時の誘導や調査結果の記入に要する時間 → **6割程度削減**

※農林水産省
「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する
検討会（令和2年）を参考にデジタル庁作成

不動産登記情報を悉皆的に活用した施策の例（不動産取引）

現状 関係会社がそれぞれ物件について情報収集



取組

- ・土地系ベース・レジストリの整備
- ・不動産IDの付番促進

↓
不動産IDをキーとした情報連携により、事業者による物件管理の容易化・効率化を促進

※不動産の査定等に必要調査項目のうち行政機関の保有する情報について、取得がより容易になれば、不動産取引に関する業務はより大幅に効率化

不動産の査定に係る業務

- 調査 5時間/件 × 3会社 × 年400,000件 = 年間約**13,800,000,000**円の人件費
 - 書類作成 2.5時間/件 × 3会社 × 年400,000件 = 年間約**6,900,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算
 （国土交通省「不動産取引件数・面積」2020年を参考に、平均値×12月でデジタル庁にて算出）
 ※1件あたり3つの会社が同じ作業を行う仮定で試算

広告媒体の作成に係る業務

- 調査 2.5時間/件 × 2会社 × 年400,000件 = 年間約**4,600,000,000**円の人件費
 - 書類作成 2時間/件 × 2会社 × 年400,000件 = 年間約**3,680,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算
 ※1件あたり2つの会社が同じ作業を行う仮定で試算

契約書（重要事項説明書、売買契約書）作成に係る業務

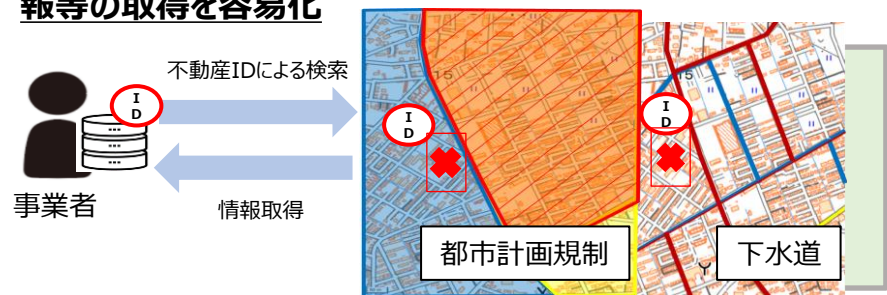
- 調査 8時間/件 × 1会社 × 年400,000件 = 年間約**7,360,000,000**円の人件費
 - 書類作成 6時間/件 × 1会社 × 年400,000件 = 年間約**5,520,000,000**円の人件費
- ※時間：国土交通省「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会（平成24年）」を参照
 ※人件費：1時間2300円で試算
 ※不動産取引（売買）年間400,000件で試算

国全体で 年間合計 **41,860,000,000**円（約419億円）のコストが発生

※このほか、不動産賃貸に関しても、同様に広告媒体作成に係る業務、契約書作成業務があり、それぞれに情報収集コストが発生している。

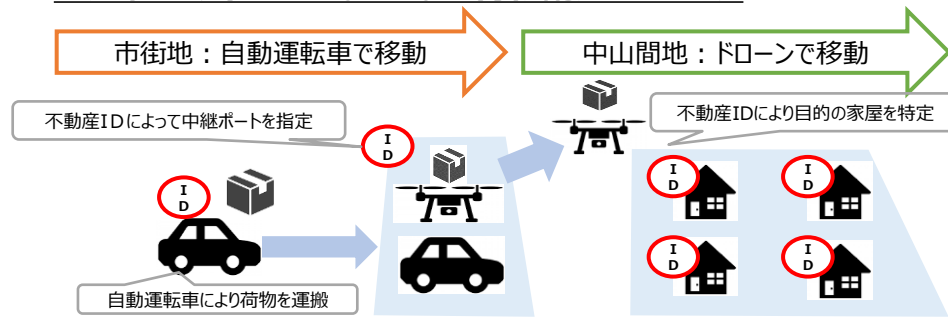
不動産取引（物件調査負担の軽減）

- 物件調査には、多岐にわたる情報収集が必要で、それぞれのサイトや窓口への訪問を要し、多大な手間・時間を要する。
- ⇒ **不動産IDを用いたピンポイント・横串検索**により、自治体等がオープン化した**生活インフラ（ガス、下水道）**や**都市計画情報等の取得を容易化**



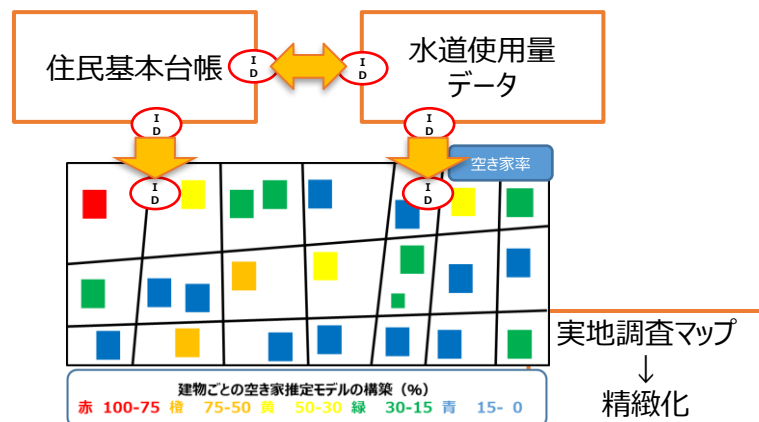
物流（自動配送による物流効率化）

- 高齢化等による買い物難民が発生する一方で、ドライバー不足で配送網の維持が困難に
- ⇒ **地図上で不動産IDにより出発・中継・到着地点を指定し、自動運転車やドローンなどによる荷物配送等を実現**



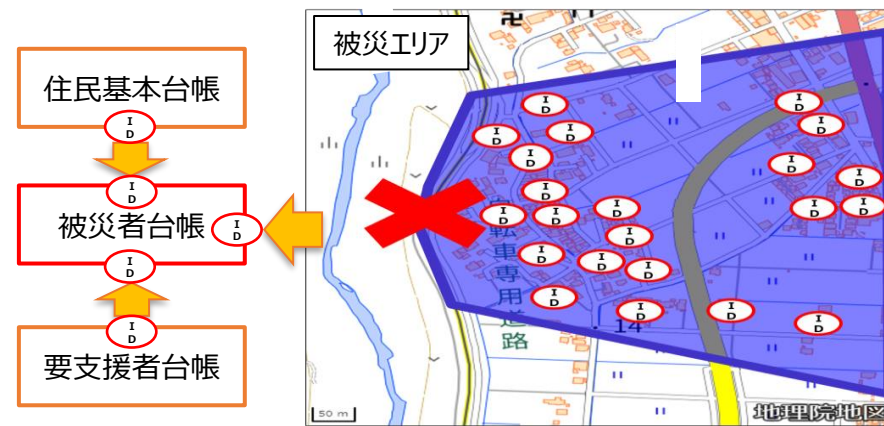
空き家（空き家の把握・推計の迅速化・精緻化）

- 主に建物の外観を調べる実地調査だけでは、空き家の判定精度に限界がある。
- ⇒ **不動産IDにより、実地調査に、住民基本台帳や水道利用データ等を重ね、空き家の把握・推定を迅速化・精緻化**



防災（被災者台帳の迅速な整備）

- 被災者台帳の整備には、住民基本台帳など各種台帳データと被災エリア情報の統合が必要
- ⇒ **不動産IDを通じて情報連携をすることで、被災情報と台帳間の情報連携が迅速化し、被災者支援が迅速化**



本日議論いただきたいポイント

【目指すべき姿】

- 不動産登記に関し、データの悉皆的な活用による各分野の業務効率化や新たな価値創造を加速化するほか、申請事項の簡素化や手続省略を実現する可能性について
- アドレスに関し、各フロントサービスにベース・レジストリから提供する住所情報を利活用することで、各種申請における住所記入誤りの修正コスト解消を目指すことについて

【整備・運用の方法、留意事項】

- 不動産登記及びアドレスに関し、ベース・レジストリを整備し、マスターデータの提供側が情報源から迅速かつ正確にデータ更新に係る情報提供を受けることについて
- マスターデータの提供側から提供先への情報共有にあたって、必要なデータ項目を迅速に提供する等、留意すべき事項について

【制度的対応の方向性】 ※法人分野と同様の以下の2点

- 必要な主体からベース・レジストリが情報の提供を随時受けることでデータの最新性や真正性を担保し、適切に提供先にデータ共有するための措置について
- 共有を行うための制度的措置（「できる規定」の創設）について

【参考】不動産登記簿のデータ提供に関する課題

※農水省へのヒアリングをもとにデジタル庁にて資料作成

データ抽出の際に発生する労務コスト（全部事項証明書と同内容の文字データと地図データ）

○データ抽出そのものの作業

- 1 登記所からデータを抽出するのに、csvファイル（文字データ）1週間、地図XMLファイル1週間を要する。
- 1日1時間の作業に1人（単価1,200円/時）が当たっていると仮定すると、

1時間×10日×1,200円＝12,000円/登記所

12,000円×400登記所＝**4,800,000円** の労務が発生。

※ なお、法務局から直接受領する場合は、サーバ負荷の観点から一斉に対応できないため、データの受け手側にスケジュールの詳細な調整が発生。また、データの出し手側（法務局）にも同様の労務が発生。

データクレンジングに係る労務コスト

○データ抽出の後、各種システムにてデータを利活用するためには、データの受け手側で、データクレンジングの作業が発生。

- デジタル庁では、土地及び建物のcsvファイル（文字データ）について、データクレンジングに係る調査研究事業を今年度実施中。
- 対象は表題部（所有者情報含まない）の範囲。作業内容は、データの構造化、文字の縮退、csvファイル（文字データ）と地図XMLファイルの紐づけ等。

【参考】地方公共団体システム標準化においてアドレスBRを利用することを規定

令和4年8月に公開された「地方公共団体システム データ要件・連携要件標準仕様書」において、各システムのデータ項目「住所_町字コード」について、「**デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「日本町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること**」と規定された。

そのため、アドレスBRの町字マスターデータは、自治体システムの連携要件として必要なデータ品質・安定的な運用体制を担保することが必要となった。**地方公共団体システムにおいては、令和7年度末までにアドレスBRの町字IDをデータ連携要件として設定**することが決定していることから、**アドレスBRについてデータ連携要件として不足の無いよう、データ整備及び本格運用を開始**することが必要である。

地方公共団体情報システム
データ要件・連携要件
標準仕様書
【第1.0版】

令和4年(2022年)8月

デジタル庁

■地方公共団体基幹業務システムデータリスト (住民基本台帳)

水色セル：各グループにおける主キーのデータ項目

項目説明：※※で始まる記載については、データ出力条件が「条件付き必須」の場合の条件を記載

データ項目ID	データ項目	項目定義	項目説明	標準仕様書関連箇所	実装 種類	サンプル値	備考
001	00051	住所_市区町村コード	住所(都道府県から市区町村まで)を一意に識別できるコード	総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること	1.1.1/1.1.2/1.1.6/1.3	131016	
001	00052	住所_町字コード	住所(町字)を一意に識別できるコード	デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「日本町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ※住所に町字がない場合は、0000000を設定すること	1.1.1/1.1.2/1.1.6/1.3	0011001	
001	00053	指定都市_行政区コード	指定都市の行政区を示すコード	各自治体固有のコード利用を想定	4.0.1		
001	00054	住所_都道府県	住民票の個人の住所における都道府県		1.1.1/1.1.2	東京都	
001	00055	住所_市区都町村名	住民票の個人の住所における市区都町村名				
001	00056	住所_町字	住民票の個人の住所における町字(丁目を含む)	※※住所に町字が存在する場合			
001	00057	住所_番地号表記	住民票の個人の住所における番地号の日本語を含む表記(住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。)	※※住所に番地号が存在する場合			
001	00058	住所_番地枝番数値	ソート機能のため、住民票の個人の住所における番地・枝番・部屋番号等を数値化したコード	各自治体固有のコード利用を想定 ※※住所に番地号が存在する場合			
001	00059	住所_方書コード	住民票の個人の住所における方書を示すコード	各自治体固有のコード利用を想定			
001	00060	住所_方書	住民票の個人の住所における方書	※※住所に方書が存在する場合は出力必須	1.1.1/1.1.2/1.1.6/1.3 .4	虎ノ門ハイイツ101号	
001	00061	住所_方書_フリガナ	住民票の個人の住所における方書(フリガナ)		1.1.1/1.1.2/1.1.6/1.3 .4	トラノモシハイイツ101ゴウ	

デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「日本町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること
※住所に町字がない場合は、0000000を設定すること

【参考】アドレスBR整備による自治体メリット

アドレスBRが整備され、自治体を含む官民で利活用が可能になった場合、自治体においては様々なメリットが期待される。

（町字レベル整備の効果）

✓ 町字のマスターデータとしての活用

⇒現在、自治体システムで利用している町字マスターは有償のものを活用していたり、有償であるために利用できない場合がある。アドレスBRが整備されることにより、**自治体システムの町字マスターはアドレスBRを活用すれば無償で利用可能**となる。

✓ 住所に関する問い合わせ件数の減少

⇒現在、一元的に参照可能で最新性が担保された町字マスターがないことから、官民ともに最新の住所情報入手するため、バラバラに各自治体に問い合わせを行っていることから、自治体においては住所変更に関する同じ情報を複数の主体から問い合わせを受け、提供している。アドレスBRが整備されることにより、町字等の変更情報入手したい各主体においては、アドレスBRを参照することにより、自治体は住所変更情報をアドレスBRに提供・登録するのみとなることから、**自治体窓口の負荷軽減が期待**される。

（地番、位置情報整備の効果）

✓ 住居表示地区の地番の確認

⇒現在、住居表示実施地域において、住居表示住所と地番の関係が分からないため、自治体に対して住民が地番の問い合わせを行った場合、自治体職員は民間地図情報を閲覧するなどして対応しているため負荷が大きい。アドレスBRが整備されることにより、地番と住居表示住所の関係を確認することが容易になることから、自治体窓口の負荷軽減が期待される。

✓ 位置情報（地図機能）を用いた活用

⇒アドレスBRが住所情報と位置情報が紐づいた形で整備されることにより、自治体が保有する住民情報やハザードマップ、避難所情報と重ね合わせて地図に表示することにより、よりきめ細やかな災害対策が実施できるなど、住民サービスの向上が期待される。

【参考】自治体への調査依頼実例

毎年度当初に、国土地理院とJ-LISにおいて、それぞれ全国の市区町村に対して住所変更の有無について調査依頼の事務連絡を発出しています。それ以外にも、民間事業者等が個別に自治体に対して住所変更情報等について問い合わせを行っています。

①国土地理院発出の事務連絡

国地図名第〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

国土交通省国土地理院長（公印省略）

埋立・居住地名等の変化情報に関する資料の提出について（依頼）

平素より国土地理院の業務に御理解と御協力をいたし、国土地理院では、「電子国土基本図」の整備に係る基国都道府県市区町村別面積調」の調査を実施しております。つきましては、測量法（昭和24年法律第188号）第関係資料の提出を依頼しますので、お取り計らいの程、

埋立・居住地名等の変化情報に関する資料提出の依頼内容

1. 告示に係る資料の提出

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日に、下表に該当する告示について告示並びに公布を実施した場合は、告示文書の写し及び関係資料を提出してください。
なお、提出いただく資料は、これまで国土地理院及び国土政策局（国土情報課）の双方より照会を行ってまいりました。重複する内容も多いことから、令和元年度より、国土地理院に提出いただいた資料は、別添のとおり国土交通省国土政策局（国土情報課）へ提供することとなりました。何卒ご理解とご協力をお願いします。

対象とする告示内容	提出資料	提出資料 詳細
【地方自治法第9条の5】 あなたに生じた土地の権限	告示文書の写し(別紙含む) 標高の位置図 座標値が記載されている図面	・告示番号が明記されているもの ・お上その位置がわかるもの ・実測平面図あるいは求積平面図等、埋立地の座標が記載されている図面
【地方自治法第260条】 市町村の区域内の町又は字の区域 変更届書	告示文書の写し(別紙含む) 対象地域の新・旧図面 変更届書	・告示番号が明記されているもの ・縮尺 1/2500 程度 ・新旧対照表等 ・未作成の場合は提出不要です。
【住居表示に関する法律第3条】 住居表示の実施	告示文書の写し(別紙含む) 対象地域の新・旧図面	・告示番号が明記されているもの ・縮尺 1/2500 程度 ・新旧対照表は提出不要です。
【住居表示に関する条例】 街区の新設・変更・廃止	住居表示台帳	・街区形状と基礎番号(フロンタージとその番号)が記載されているもの ・個人情報 は不要です。

※国土交通省は以前は別途調査依頼を送付していましたが、数年前から国土地理院の事務連絡と一体化しています

※アドレス・ベース・レジストリにおいては、今年度の調査から国土地理院の事務連と一体化しています

②J-LIS発出の事務連絡

市町村長 各位

地方公共団体情報システム機構 情報処理部
公益財団法人 国土地理院 情報サービス部
(公印省略)

町名・字名の新設について調査・照会のお願い

謹啓

時下、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。
さて、地方公共団体情報システム機構と国土地理院では「全国町・字ファイル」を提供いたし、諸官公庁・地方自治体、諸団体の用務に供しております。
行政区画の変動、住居表示の実施等諸事の変遷に伴いこれを改訂してまいりましたが、ご承知のように、町名地番整理、住居表示の実施、区画整理に伴う町名変更等、全国的に町名・大字・字名の変更が行われており、これらの実地調査は年々難しくなっております。
つきましては、公務ご多忙中誠に恐縮にご便宜をお取り計らい下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

町名・字名の新設及び変更・廃止に関するお問い合わせ

- ・平成28年度に町名・字名の新設及び変更・廃止は、その内容（新地名・従前の地名、や変更前後の区域が分かる地図資料をお送り）
- ・前項以外でも、戸籍業務の電算化に伴う地名

【別紙】 回答用紙

平成28年度に町名・字名の新設及び変更・廃止が予定されている場合、下の該当欄に○印を付けてご返送下さい。（期日が近づきましたら、弊会より詳細をおうかがいします）

- ・平成28年度は、町名・字名の新設及び変更はありません。
- ・（未確定ですが）平成 年 月頃に変更の予定があります。

具体的な内容が少しでも判明している場合、該当欄に○印を付けていただけると助かります。不明の場合は空欄で構いません。

事由	○記入	内容	○記入
住居表示		新設 (丁のみ新設を含む)	
区画整理		変更 (地名のみ変更を含む)	
土地改良		廃止	
町名地番整理		区域・街区の変更 (新設・廃止なし)	
その他		その他	

【参考】 X市が平成30年10月に実施した住居表示

住居表示実施の施行日	平成30年10月9日
官報掲載日（総務省告示）	令和元年7月17日（約9か月後）
国土地理院更新日	令和4年9月30日（約4年後）



地方自治体システムのデータ連携要件としてアドレス・ベース・レジストリの町字マスターを活用することを想定した場合、更新頻度（最新性）やデータの真正性（正確性）・悉皆性の担保が一番の課題